

のれんの償却期間に関する検討

Consideration on Amortization Period of Goodwill

山下 奨

Sho YAMASHITA

要 旨

近年、償却・非償却、および減損といったのれんの事後測定をめぐる国際的な会計基準設定主体の議論に動きがある。減損のみアプローチを採用している国際財務報告基準（IFRS）や米国基準では、一部の企業に償却を認めたり、減損会計の見直しを行ったりして、その会計処理を改善しようとしている。償却および減損アプローチを採用している日本基準を開発している企業会計基準委員会は、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）等と連携しながら、のれんの償却等に関する国際的な意見発信を積極的に行っている。このような国際的な動向のなかで、単に償却か非償却かにとどまらず、償却の方法の詳細、減損の方法の詳細についても、議論が盛んに行われている。本稿では、ASBJ, EFRAG and OIC（2014）、ASBJ（2015）などの公表物におけるのれんの会計処理に関する近年の議論を、のれんの償却期間に焦点を当てて、再整理した。

近年の企業会計基準委員会等の公表物では、かつての償却・非償却をめぐる議論において盛んに取り上げられた償却期間の見積りの可否（償却期間を見積もることができるか否か）を超えた議論が行われていることが指摘できる。さらに、のれんの償却期間をめぐる議論の深化については、①会計基準における償却期間の規定方法（基準上、償却期間をどのように設定するか）、②具体的な償却期間（（最長）償却期間を具体的に何年とするか）という2つに整理できることを示した。

キーワード：のれん、償却、非償却、償却期間、償却および減損アプローチ

1 はじめに

近年、償却・非償却、および減損といったのれんの事後測定をめぐる国際的な会計基準設定主体の議論に動きがある。ここでいうのれんとは、日本基準においては、企業会計審議会から 2003 年に「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 2003)として公表され、企業会計基準委員会(ASBJ)で 2008 年および 2013 年に企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 2013b)として改訂されている企業結合会計基準によれば、取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額とされるものである(企業会計基準委員会 2013b, 31 項)。当該基準においては、のれんの事後測定について、「資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する」ことが求められている(企業会計基準委員会 2013b, 32 項)。さらに、のれんは、2002 年に企業会計審議会から公表された「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会 2002)の対象資産となり、所定の減損の兆候があれば、減損の認識の判定(減損テスト)を行うものとされている。このように、日本基準では、のれんについて、償却と減損のいずれもが適用される。近年の文献では、償却および減損アプローチなどと言及されている(ASBJ 2016 等)。

一方で、米国基準や国際財務報告基準(IFRS)で採用されているのが、減損(非償却・減損)のみアプローチである。2000 年代前半、米国基準では 2001 年に米国財務会計基準審議会(FASB)から公表された財務会計基準書(SFAS)第 141 号「企業結合」(FASB 2001a)および SFAS 第 142 号「のれんおよびその他の無形資産」(FASB 2001b)により、IFRS では 2004 年に国際会計基準審議会(IASB)から公表された国際財務報告基準(IFRS)第 3 号「企業結合」(IASB 2004a)および国際会計基準(IAS)改訂第 36 号「資産の減損」(IASB 2004b)により、持分プーリング法廃止と同時にのれんの非償却が要求されることとなった。このことについて、パーチェス法への一元化を進めるための政治的な取引としてのれん償却の免除を図ったとも指摘される(斎藤 2013, 354 等)¹。しかし、2009 年に IFRS における中小企業への償却の容認(IASB 2009)、2014 年に米国基準における未公開会社に対する償却の容認(FASB 2014)、2017 年に減損テストの簡素化(FASB 2017)等が行われてきており、のれんの減損のみアプローチについては、いわば揺り戻しがあるように見られる²。

1 1999 年に FASB から公表された公開草案では、のれんの最長償却期間を 40 年から 20 年以内に短縮することが提案されていた。

2 「平成『後』の会計基準へ」と題する座談会において、当時、IFRS for SMEs や米国の未公開会社に関する基準について、償却を入れないとたないという関係者の議論があったことが指摘されている(斎藤・安藤・小野・今給黎・辻山 2019, 42)。

のれんの償却期間に関する検討

このような国際的な会計基準設定主体の動きのなかで、国際的な議論に資するため、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）や日本の企業会計基準委員会等からもいくつかの文献が公表されている。2014年7月に企業会計基準委員会（ASBJ）、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）およびイタリアの基準設定主体（OIC）からディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示—」（ASBJ, EFRAG and OIC 2014）が公表されている。また、企業会計基準委員会からは、2013年7月に企業会計基準委員会から「のれんの減損及び償却に関する質問票及び意見交換会に関するフィードバック文書」（企業会計基準委員会 2013）、2015年にリサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却に関するリサーチ」（ASBJ 2015）、2016年にリサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」（ASBJ 2016）³、2017年にリサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」（ASBJ 2017）等が公表されている⁴。

そのなかでとりわけ注目すべきは、単に償却か非償却かということだけでなく、償却を行う際の具体的な会計処理の議論にも及んできていることである。たとえば、企業会計基準委員会（2013a）においても、利害関係者から償却期間に関する意見があったことが示され、さらに、ASBJ, EFRAG and OIC（2014）およびASBJ（2015）では、現在適用されている償却期間だけではなく、企業が理想的と考える償却期間や方法等について質問票等による調査が行われている。このように、近年、長期にわたるのれんの償却・非償却の議論を通じて、論点の議論が尽くされるどころか、のれんの減損会計にとどまらず、のれんの償却期間（amortization period/ amortisation period）に関する具体的な規定や規定方法にも踏み込む議論が活発化してきているのである⁵。

本稿の目的は、このような問題意識をもとに、のれんの償却期間に焦点を当てて近年の議論を再整理することである。現在、主要な会計基準において、のれんの償却を採用している日本基準のみである。その点で、日本基準を適用している日本企業やその利害関係者に関する調査は、示唆を有していると考えられる。

本稿の構成は、次のとおりである。第2節では、のれんの会計処理をめぐる最近の国際的な動向について述べる。第3節では、のれんの償却をめぐる最近の企業会計基準委員会等による公表

3 企業会計基準委員会（ASBJ）リサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」（2016年9月公表）（ASBJ 2016）では、IASBにおける以下の議論のための基礎を提供するために、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）および企業会計基準委員会（ASBJ）のスタッフが実施した、のれん及び減損に関する定量的調査の結果の要約が行われている（ASBJ 2016, 2項）。

4 3つのリサーチ・ペーパーについては、国際的な議論に貢献するために、英語版が正式なものとなっており、和訳については仮訳とされている。そのため、本稿では、文献名で用いる名称を企業会計基準委員会ではなくASBJとしている。

5 償却の英語について、米国基準ではamortization、IFRSや欧州のペーパーではamortisationが用いられる。

物を概観する。第4節では、償却期間に関する会計基準における規定方法に関する議論の深化を整理する。第5節では、結論を述べる。

2 のれんの会計処理をめぐる最近の国際的な動向

前述のように、のれんの減損のみアプローチについては、いわば揺り戻しがあるように見られる。たとえば、一部の企業に関するのれんの償却処理の容認である。IFRSでは、2009年に中小企業向けIFRS（IFRS for SMEs）において償却が認められた。その後、米国基準では、2014年1月にFASBから公表された会計基準更新書（ASU）2014-02「無形資産—のれんその他（Topic 350）：のれんの会計処理」により、非公開会社（private company）は、のれんの会計処理（事後測定）について、10年以内の定額法で償却することが選択可能になった（FASB 2014, 350-20-35-63項）。簡素化されたアプローチが、財務諸表作成のコストや複雑性を減少させ、当該指針のベネフィットがその適用のコストを正当化することや中小企業向けIFRSとも整合的であることなどが理由として挙げられている（FASB 2014, BC14項）⁶。

さらに、のれんの減損会計の見直しも行われている。米国基準では、FASB（2014）により、非公開会社に対して、非公開会社の関係者から、「のれんの会計処理はコストがその便益に見合わない」という声があったことから見直しが行われている（FASB 2017, BC6項）。のれんを10年以下にわたる均等償却のほか、トリガーとなる事象が発生した場合に減損テストを実施することとし、公正価値が帳簿価額を下回っている場合にその下回っている金額をのれんの減損損失として認識すること（減損テストのステップ2の廃止）、減損テストを実施する単位を、企業全体とするか報告単位とするかを会計方針の選択とすることが認められることとなった。これを受けて、公開企業についてものれんの事後の会計処理を簡素化すべきかを検討するプロジェクトが開始され、フェーズ1としてのれんの減損会計プロジェクトが行われた（FASB 2017, BC9項）。2017年1月公表のASU 2017-04「無形資産—のれんその他（Topic 350）：のれんの減損テストの簡素化」（FASB 2017）によって、のれんの減損テストのステップ2が廃止（350-20-35-9項–350-20-35-21項のほとんどが廃止）されることとなった⁷。のれんの減損損失は、報告単位の帳簿価額と報告単位の公正価値の差額（上限はのれんの帳簿価額）となることとなった（FASB 2017, 350-20-35-2

6 FASBは公開企業への適用について審議を開始している（2014年3月）。2018年9月現在、論点整理や公開草案等は公表されていない。

7 SECに財務諸表を提出する公開企業は、2019年12月15日以後開始する年度および四半期ののれんの減損テストから強制適用され、早期適用は2017年1月1日から可とされた（FASB 2017, 3）。そうでない公開企業は2020年12月15日以後、その他の事業体は2021年12月15日以後、開始する年度および四半期から強制適用となる。

項等)。

IFRSにおいても、2014年1月にIASBから「情報要請「適用後レビュー：IFRS第3号「企業結合」」」が、IFRS第3号の適用が財務報告に与えている影響を、財務諸表の作成者、投資者および他の財務諸表利用者、市場規制当局、監査専門家、会計基準設定主体、評価専門家、研究者の観点から評価するため、公表された。たとえば、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産について減損を毎年検討することから得られる情報は、どの程度有用であったか、などの質問項目があった。発見事項の内容次第で、維持、モニターの継続、改訂の可能性があるとされていた。2015年2月、IASBは主要な発見事項をさらに検討するため、事業の定義と「のれん」を調査研究アジェンダに追加し、2015年6月、フィードバック文書を公表し、のれんの減損テストは複雑で、時間を浪費し、コストが高いという多くの意見があったとされている。現在もリサーチプロジェクトが進行中であり、のれんの減損会計の見直しを含めたのれんの事後測定の見直しに関する議論が行われている⁸。2018年7月のIASBのボード会議では、償却の検討を含めた見直しのディスカッションペーパーを作成する方向で合意がなされている (IASB 2018)。

日本では、2015年6月に企業会計基準委員会 (ASBJ) から公表された企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」(企業会計基準委員会 2015b) によって、のれんの事後測定について、「のれんは、耐用年数にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却しなければならない。のれんの耐用年数は、その効果の及ぶ期間によるが、20年を超えてはならない。償却費は、純損益に認識しなければならない。」と定められている (2015b, J-58A 項 (b))。この規定は、企業会計基準委員会 (2013h) と同様の規定である。なお、企業会計基準委員会 (2015b) は、修正国際基準 (JMIS) (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準) のうち、企業会計基準委員会による修正会計基準の一部である⁹。JMISは、現在、採用している企業はないものの、日本の企業会計基準委員会からの国際的な意見発信の役割が期待されていると考えられる。

2001年より前の基準を含めた、従来および現行基準におけるのれんの償却期間については、表1のとおりである。

8 たとえば、減損テストの改善として、取得前ヘッドルーム (Pre-acquisition Headroom: PH) アプローチまたはヘッドルームアプローチといったIASBスタッフによる提案が議論されていた。日本語での解説については、たとえば、川西 (2017) 参照。

9 JMISは、企業会計基準委員会 (2015b) と同時に公表された修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準) 「修正国際基準の適用」において、①同文書、②企業会計基準委員会が採択したIASBにより公表された会計基準及び解釈指針、③「企業会計基準委員会による修正会計基準」によって構成されると規定されているものである (企業会計基準委員会 2015a, 3項)。「修正国際基準」は、新たなIFRSのエンドースメントに伴って改正が行われている。

表1 従来および現行基準におけるのれんの償却期間

年	会計基準	主な内容
1970	米国基準	40年以内の償却（会計原則審議会（APB）意見書第17号「無形資産」）
1983	国際会計基準（IAS）	20年以内の規則的償却法（国際会計基準委員会（IASC）IAS第22号「企業結合」）※持分控除法も容認
1993	IAS	持分控除法禁止（IAS第22号改訂）
1998	日本基準	20年以内の償却（連結原則）
2001	米国基準	償却禁止（SFAS第141号・SFAS第142号） ※定期的な減損テスト要求、持分プーリング法廃止
2003	日本基準	20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却（企業結合会計基準）
2004	IFRS	償却禁止（IFRS第3号） ※定期的な減損テスト要求、持分プーリング法廃止
2009	中小企業向けIFRS	10年以内の定額法での償却の容認
2014	米国基準	非公開会社につき10年以内の定額法での償却の容認
2015	修正国際基準（JMIS）	20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却（修正基準第1号）

（企業会計基準委員会 2013a, 14 項；ASBJ, EFRAG and OIC 2014, 7 項等を加筆修正）

3 のれんの償却をめぐる最近の企業会計基準委員会等による公表物

このような流れのなかで、日本の会計基準を開発している企業会計基準委員会は、国際的な議論に資する意見発信のため、他の地域の団体と連携しながら、のれんの償却を含む事後測定に関するペーパーを数度にわたり公表してきている¹⁰。償却期間の議論は後述するが、償却期間の議論を含む代表的な公表物の概要は、次のとおりである。

(1) のれんの減損及び償却に関する質問票及び意見交換会に関するフィードバック文書

2013年7月に企業会計基準委員会から「のれんの減損及び償却に関する質問票及び意見交換会

10 2009年7月に企業会計基準委員会から公表された「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」（企業会計基準委員会 2009）でも、のれんを償却とする考え方の根拠とのれんを償却しないとする考え方の根拠、追加的な論点（のれんの減損処理の国際的な会計基準との異同、無形資産への配分の国際的な会計基準との異同）等について取り扱われていたが（企業会計基準委員会 2009, 92 項－116 項）、その時点では、償却期間について詳細な議論はなされていなかった。なお、2007年12月にも同じ名称の論点整理（企業会計基準委員会 2007）が公表されているが、企業会計基準委員会（2009）と内容は大きく異なるものとなっている。企業会計基準委員会（2007）では、のれんの償却の是非等は取り上げられていなかった。それは、欧州証券規制当局委員会（CESR）からの補正措置項目として提案されておらず、また、短期コンバージェンス・プロジェクトを迅速に進める観点によるものとされていた（企業会計基準委員会 2007, 7 項）。

のれんの償却期間に関する検討

に関するフィードバック文書」(企業会計基準委員会 2013a) が公表された。企業会計基準委員会 (2013a) は、のれんの会計処理に関する現行の取扱い、これまでの議論の背景、及び、質問票への回答や意見交換会の開催を通じて、日本の関係者から入手した見解を取りまとめたものであり、のれんに関する国際的な議論への貢献を目的としたもので、のれんに関する会計処理の変更等を意図しているものではないとされている (企業会計基準委員会 2013a, 8 項)。

のれんの会計処理に対する日本の関係者からの経験やそれに対する見解を得るため、EFRAG 及び OIC による質問票を基礎としつつ、主に日本基準の適用を前提とするように、質問票について部分的に修正し、別個の質問票を作成したとされる (企業会計基準委員会 2013a, 25 項)¹¹。2012 年 9 月 7 日～10 月 5 日に国内関係者に質問票への回答募集が行われ、財務諸表作成者 12 通、財務諸表利用者 6 通、監査人 3 通、学術研究者 2 通の計 23 通の回答があったとされる (企業会計基準委員会 2013a, 27 項)。また、2012 年 10 月 5 日に「のれんの減損及び償却に関する質問票についての意見交換会」を開催し、財務諸表作成者 4 名、財務諸表利用者 4 名、監査人 2 名、学術研究者 1 名と意見交換をしたとされる (企業会計基準委員会 2013a, 28 項)¹²。企業会計基準委員会 (2013a) では、償却期間について、質問票では、開示方法やのれんの消費パターンの見積り (償却期間の見積りを含む) に関するものはあったが、償却期間そのものに関する詳細な質問はなかった¹³。

11 企業会計基準委員会は、欧州財務報告基準グループ (EFRAG) およびイタリアの会計基準設定主体 (OIC) による調査の質問票の作成プロセスについて協力を行ったとされる (企業会計基準委員会 2013a, 5 項; 24 項)。当該質問票調査は、IASB による IFRS 第 3 号の適用後レビューに対して早期のインプット及び深度のある分析を提供することを目的とし、のれんの減損に係る要求事項及び IAS 第 36 号の減損テストの適用による財務報告の利用者にとっての価値に焦点を当てたものであるとされる (企業会計基準委員会 2013a, 23 項)。

12 これは、IASB が適用後レビューを行うか否か、また、これを行う場合における範囲を決定するにあたって、のれんの償却が許容又は強制されていない基準に基づく経験やそれに対する見解だけでなく、のれんの償却を行っている法域における実務上の経験や市場関係者の見解に基づき意見発信することが、IASB における検討に資すると考えられたためとされている (企業会計基準委員会 2013, 25 項)。質問票及び意見交換会において聞かれた主要なメッセージとして、概ね共通の見解は、①ほとんどすべての回答者から、のれんの減損損失の戻入れは行われるべきではない、②日本基準で要求されるのれんの減損テストの実施の負荷に関して、懸念を表明する回答は少なく、償却と減損を組み合わせる方法が減損テストに関する負荷を減少させる、という 2 つの見解であったとまとめられている (企業会計基準委員会 2013a, 29 項)。

13 開示に関する質問は、「のれんについて規則的な償却を行いつつ、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損処理を行うとともに、償却期間に関する開示を充実させる方法 (例えば、企業が見積った償却期間を適切と考えた理由に関する説明に関する開示等)」であった (企業会計基準委員会 2013a, 質問 2)。のれんの消費パターンの見積りに関する質問は、「のれんの減損テストで行われる割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積りは、のれんの消費パターンの見積り (償却期間の見積りを含む) よりも難しい (また、負荷が大きい) と考えますか。」であった (企業会計基準委員会 2013a, 質問 13)。

(2) ASBJ・EFRAG・OIC ディスカッション・ペーパー

2014年7月に企業会計基準委員会（ASBJ）、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）およびイタリアの基準設定主体（OIC）からディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示—」（ASBJ, EFRAG and OIC 2014）が公表された¹⁴。取得したのれんの会計処理及び開示の要求事項（負ののれんに関するものを除く）に関する代替的アプローチを検討し、利害関係者により特定された欠点に対処できる方法に関して暫定的な結論を引き出すことなどが目的であった（ASBJ, EFRAG and OIC 2014, 1項（b））。その結論は、のれんの償却を再導入することが適切というものであった（ASBJ, EFRAG and OIC 2014, 86項）。のれんの償却は、企業結合で取得した経済的資源の一定期間にわたる消費を合理的に反映するものであり、適切なレベルの検証可能性と信頼性を達成する方法により適用できるためとされていた（ASBJ, EFRAG and OIC 2014, 86項）。

(3) ASBJ リサーチ・ペーパー第1号

2015年5月に企業会計基準委員会からリサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却に関するリサーチ」（ASBJ 2015）が公表されている¹⁵。ASBJ（2015）は、財務報告基準に関する国際的な議論に貢献するために企業会計基準委員会（ASBJ）スタッフが行ったのれんの償却に関するリサーチ作業について、予備的な結果の要約を提供するために作成したものであるとされている（ASBJ 2015, 1項）。背景として、ASBJは、日本基準では依然としてのれんの償却を要求しているという事実を踏まえて、日本企業の現在の実務に関する実態調査を実施することを決定したためとされる（ASBJ 2015, 7項）。

ASBJ（2015）では、4つの実態調査が行われている。すなわち、①日本基準におけるのれんの償却期間についての現在の実務に関して、公開されている開示情報のレビュー（株価がJPX日経インデックス400に参照されている上場企業の年次財務報告書の開示をレビューすることによって）、②のれんの償却に関する実務についての質問票をわが国の大手上場企業の一部に送付、③「減損のみのアプローチ」と「償却及び減損アプローチ」との比較及び企業の超過収益力が消失する期間を調査した学術文献の限定的なレビューの実施、④のれんの償却についての見解に関するわが国の財務諸表利用者との議論の4つである（ASBJ 2015, 10項）。

ここでは、償却期間について、先述のASBJ, EFRAG and OIC（2014）よりも詳細な質問を行っている質問票調査について、主に取り扱うこととする。ASBJ（2015）における上場企業への質問票については、次のように、日本企業に質問票を送付してアンケート調査を実施したとされている

14 公式には英語であるが、和訳については、企業会計基準委員会公表の仮訳をもとにしている。

15 公式には英語であるが、和訳については、企業会計基準委員会公表の仮訳をもとにしている。

のれんの償却期間に関する検討

る（ASBJ 2015, 16 項－18 項）。

(a) 調査期間：2014 年 11 月 25 日から 2014 年 12 月 19 日

(b) 質問票を送付した企業総数：56 社（回答者の大半は大規模な多国籍企業）

(c) 受け取った回答：26 社（そのうち、19 社が日本基準、3 社が IFRS、4 社が米国基準を使用）。

15 社（58%）が製造業、5 社（19%）が金融業、6 社（23%）がその他の業種

(d) 質問項目の要約：

- ・ のれんの償却期間に関する事項（質問 1 及び質問 2）
- ・ のれんの償却方法の決定についての現在の実務（具体的には、定額法以外の方法を適用しているのかどうか。）（質問 3）
- ・ のれんの残存価額の設定についての現在の実務（具体的には、残存価額をゼロ以外で算定したことがあったかどうか。）（質問 4）
- ・ のれんの償却期間の要求事項を会計基準においてどのように規定すべきかに関する見解（質問 5 及び質問 6）
- ・ のれんの償却に関するその他のコメント（質問 7）

4 償却期間に関する会計基準における規定方法に関する議論の深化

のれんの償却期間については、米国基準における償却禁止を契機として、のれんの償却・非償却のいずれがよいかという文脈において、償却期間を見積もることができれば、償却、できなければ、非償却、というように、償却期間を見積もることができるか否かが焦点であった（企業会計基準委員会 2009 等）。この償却期間の見積りの可否（償却期間を見積もることができるか否か）を超えて、近年の企業会計基準委員会等の公表物に見られる、のれんの償却期間をめぐる議論の深化については、次の 2 つに整理できる。

- ① 会計基準における償却期間の規定方法（基準上、償却期間をどのように設定するか）
- ② 具体的な償却期間（（最長）償却期間を具体的に何年とするか）

この②は、①の派生論点であるが、より具体的に焦点が当てられていることから、別に分けることとする。以下では、ASBJ, EFRAG and OIC（2014）、ASBJ（2015）で取り上げられている議論を見ることとする。

なお、企業会計基準委員会（2013a）では、償却期間について、利害関係者からの意見がいくつか寄せられていた。ここでも、利用者や学術研究者から、償却期間の見積りの問題が指摘されて

表2 企業会計基準委員会（2013a）の償却期間に関する主な意見等

項	内容	分類（※）
17項	その他、例えば、Bugeja and Gallery (2006) や Ojala (2007) において、のれんの償却期間が短い方が、価値関連性が高いとする報告がされている。	②
33項	「20年以内」という限度を廃止して、償却期間を企業に主体的に判断させることが検討できるのではないか。（財務諸表作成者）	①

※①会計基準における償却期間の規定方法、②具体的な償却期間に分類

（企業会計基準委員会（2013a）をもとに筆者作成）

いたが（企業会計基準委員会 2013a, 33項）、表2のように、ASBJ, EFRAG and OIC (2014)、ASBJ (2015) の質問等につながるような、①会計基準における償却期間の規定方法、②具体的な償却期間についても言及されていた点が注目に値するところである。

4. 1 会計基準における償却期間の規定方法

(1) ASBJ・EFRAG・OIC ディスカッション・ペーパー

償却期間について、利害関係者への質問項目に含まれるようになり、具体的に議論が行われているのが、ASBJ, EFRAG and OIC (2014) である。そこでは、会計基準における償却期間の規定方法について、以下の要求事項により、取得したのれんの償却期間を企業が合理的な方法で見積ることが可能になると考えているとされていた（ASBJ, EFRAG and OIC 2014, 84項）。

- (a) のれんは、企業結合から認識されるのれんの効果が発現すると見込まれる期間にわたり償却すべきであるという包括的な原則を設ける。
- (b) 企業は、評価の基礎を、利用可能な関連性のある情報（現在の状況及び合理的で裏付け可能な予測に関する情報を含む）に置くが、企業結合から認識されるのれんの効果が生じると見込まれる期間に影響を与える状況である、客観的な証拠をより重視することを要求する。
- (c) 償却期間を決定する際に、企業は通常、以下の諸要因を考慮することになるというガイダンスを示す。
 - (i) 取得した事業が単独の事業としてより高い収益率を稼得すると取得企業が見込む予想期間。さらに、状況に応じて、取得企業と被取得企業の純資産及び事業の結合により生じるシナジーや他の便益が実現する期間についても考慮する。この要因の考慮は、取得企業がより高い収益率を稼得する能力の現在価値を企業が算定する際に仮にターミナル・バリュエーションを使用したとしても、企業は償却期間が確定できないと推定すべきであることを意味するものではない。

のれんの償却期間に関する検討

(ii) 企業結合に係る投資の予想回収期間。これは通常、企業結合が行われる時に見積られている。しかし、回収期間自体は償却期間の定義を満たさず、企業は償却期間を決定する際に適切な調整を行うことが必要となる。

(iii) 使用から企業が将来キャッシュ・フローを得ると見込まれる、主たる識別可能な長期性有形資産（無形資産を含む）である主要な資産の耐用年数（又は資産のグループの加重平均耐用年数）。企業の事業がある特定の資産（又は資産のグループ）に大きく依存し、超過収益力が消滅する期間と当該特定資産（又は資産のグループ）の耐用年数又は資産の加重平均耐用年数との間に合理的な相関関係がある場合に、これは特に有効であるかもしれない。

(d) 企業結合以後の技術、経済的な革新、又は製品又はサービスに対する市場の需要（両方も、すでに発生しているか又は将来に合理的に発生が見込まれるもの）の著しい変化があったかどうかを考慮し、必要と判断された場合には、企業が償却期間を再検討することを要求する。

さらに、償却期間は一定の最長年数（例えば、10年又は20年）を超えるべきではないという反証可能な推定を設けることを支持するとされていた（ASBJ, EFRAG and OIC 2014, 85項）。

そのうえで、ASBJ, EFRAG and OIC（2014）では、償却期間について、関係者への質問のなかで次のように挙げられていた。

のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、IASB が次のことを行うべきだと考えるか。

- (a) 償却期間をどのように決定すべきかを示す。
- (b) 最長の償却期間を示す。
- (c) 企業がどのように償却期間を評価すべきか（例えば、予想される回収期間又は主たる資産の耐用年数への参照）に関するガイダンスを示す。
- (d) 企業が適切と考える償却期間を選択することを認める。（ASBJ, EFRAG and OIC, 2項）

この ASBJ, EFRAG and OIC（2014）に対して寄せられた 29 通（日本からは 3 通）のコメントレターを受けて、2015 年 2 月に、フィードバック・ステートメント「ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示—」への回答」（ASBJ, EFRAG and OIC 2015）が公表された。寄せられた回答の要約では、「全般的には、のれんの償却を支持したコメント提出者は、取得したのれんの耐用年数を作成者が決定するのに役立つガイダンスを IASB が開発すべきであると考えていた」と要約されている（ASBJ, EFRAG and OIC 2015, 4）^{16 17}。

ASBJ, EFRAG and OIC（2014）における質問 2 に対して、大半のコメント提出者は、見積耐

用年数にわたるのれんの規則的な償却におおむね同意したと要約されている (ASBJ, EFRAG and OIC 2015, 8)。それらのコメント提出者の中の多数は、リサーチ・グループの予備的見解である、取得したのれんの耐用年数を見積るためのガイダンスの必要性におおむね同意し、取得したのれんの耐用年数を作成者が決定するのに役立つガイダンス (例えば、企業が考慮すべき要因) をIASBが開発すべきであると考えていたとされている (ASBJ, EFRAG and OIC 2015, 8)。

多数のコメント提出者は、最長の償却期間を設けることを支持していたものの、最長の償却期間は何年とすべきかに関して、これらのコメント提出者の意見は分かれていたと示されている (ASBJ, EFRAG and OIC 2015, 8)。一方で、多くのコメント提出者は、IASBが、最長の償却期間を示すことはせずに、企業が適切と考える償却期間を選択することを認めるべきであると考えていたとも示されている (ASBJ, EFRAG and OIC 2015, 9)。

一部のコメント提出者は、のれんの耐用年数を決定する際には、主観性及び高いレベルの判断が必要であることを承知していたが、主観性及び判断のレベルは、減損テストの場合よりも高くはないと考えていたという言及もあった (ASBJ, EFRAG and OIC 2015, 4)。

(2) ASBJ リサーチ・ペーパー第1号

ASBJ (2015) の質問5・質問6ののれんの償却期間の要求事項の会計基準における規定方法において、のれんの償却期間の要求事項を会計基準においてどのように規定すべきかに関する見解について、①回答者の約半数 (48%、25社中の12社) が、基準において定められた一定の最長期間を超えない償却期間の範囲で企業が適切な償却期間を設定するアプローチを支持しており、これらの回答者全てが20年を最長期間とすべきとしていた、②回答者の約3分の1 (28%、25社中の7社) が、(最長の) 基本となる期間を定めつつ、合理的な説明により反証可能な場合には、より長い期間を使用するというアプローチを支持しており、それらの回答者の7社のうち、5社が10年が基本となる期間として適切であるだろうと述べたほか、2社が、20年が基本となる期間として適切であるとしていたと示されている。

なお、質問3の定額法以外の償却方法を選択したと記載していた回答者はいなかったと示されている (ASBJ 2015, 30 項)。また、質問4の残存価額の見積りについて、残存価額をゼロ以外で見積ったと記載した回答者はいなかったと示されている (ASBJ 2015, 31 項)。この意味でも、償却方法として一般的な定額法における3つの要素のうち、取得原価と残存価額ではなく、償却期間

16 ASBJ, EFRAG and OIC (2015) では項 (paragraph) が明記されていないため、ここではページ数を示している。なお、企業会計基準委員会から公表されている仮訳のページ数とは異なっている。

17 なお、ASBJ, EFRAG and OIC (2014) における質問1「のれんを資産として認識し、その後の期間にわたり償却するという要求事項を設けるべきであることに同意するか。」に対して、過半数 (66%) のコメント提出者がのれんの償却アプローチを支持しており、のれんの償却の再導入に関するリサーチ・グループの予備的見解を支持していたと要約されている。

に焦点が当てられることがわかる。

4. 2 具体的な償却期間

具体的な償却期間について、ASBJ, EFRAG and OIC (2014) (2015)、ASBJ (2015) において、基準設定主体や利害関係者による議論が扱われている。

(1) ASBJ・EFRAG・OIC ディスカッション・ペーパー

償却期間の長さの決定に役立つ可能性がある要素について、取得企業単独の、理論的なリターンを上回る超過リターンを稼得すると予想する期間、投資の予想回収期間、主たる識別可能な長期性資産の耐用年数、取引の価格付けに用いた経済的仮定、業種（例えば、ハイテク・セグメントには3年から5年というより短いライフサイクルがある一方、製薬は10年から15年というより長いサイクルがある）が挙げられている（ASBJ, EFRAG and OIC 2015, 6）。

償却期間に関する含意を有する学術研究にも言及がある（ASBJ, EFRAG and OIC 2014, 80 項）。たとえば、Ojala (2007) では、フィンランド企業のサンプルデータをもとに、のれん残高、償却費及び関連する減損損失に関する情報の価値は、5年以下の償却期間を適用している方が、それより長い償却期間を使用する場合よりも目的適合性が高くなるという証拠が示されていることが紹介されている。大日方 (2013) では、利益率が平均回帰し、超過利益が規則的に消滅するならば、のれんも規則的に償却すべきであるとしたうえで、のれんの価値は、日本企業のサンプルデータの分析の結果、実態を反映するために、正ののれん残高は5年から10年にわたって規則的に償却すべきであると結論付けられていると紹介されている。

(2) ASBJ リサーチ・ペーパー第1号における開示情報のレビュー

ASBJ (2015) における開示情報のレビューでは、償却期間に焦点を当てて調査が行われている。そこでは、JPX 日経インデックス 400 に含まれている上場企業の直近の年次財務報告書で示されている会計方針の開示がレビューされている（ASBJ 2015, 11 項-15 項）。そのうち、286 社が2014年3月31日を報告日として日本基準に従って連結財務諸表を作成しており、286 社のうち、247 社が、使用した償却期間の開示を重要な会計方針の一部として提供していたとされる（ASBJ 2015, 11 項）。その発見事項は、次の4つに整理されている（ASBJ 2015, 12 項-15 項）。

第1に、135 社が、のれんを償却している具体的な年数を記載していたとされ、5年が74社、10年が13社、20年が19社、その他の期間が29社であったとされている（ASBJ 2015, 12 項; 13 項）。第2に、86 社が、のれんを償却している期間の範囲に言及（例えば、5年から10年、20年以内の期間）、20年以内が55社、5年から10年が9社、5年から20年が8社、その他の範囲が

14社であったとされている（ASBJ 2015, 12項; 14項）。第3に、27社が、のれんを償却している期間を明示するのではなく、記述的な説明を提供しており、通常、会計基準の記載に沿っていた（例えば、「償却期間は、のれんがその効果が及ぶと見込まれる期間に基づいて算定している」）とされている（ASBJ 2015, 12項; 15項）。なお、6社が、上の3つを組み合わせたアプローチに言及していたとされている。第4に、5社が、企業結合が行われた期間にのれんを費用として認識していたとされる（ASBJ 2015, 12項）。

(3) ASBJ リサーチ・ペーパー第1号における質問票調査

ASBJ (2015) における質問票調査について、具体的な償却期間を扱っているのは質問1と質問2である。

(ア) 質問1 のれんの償却期間を決定する際に考慮する要因

のれんの償却期間を決定する際に考慮する要因は、次のとおりである（ASBJ 2015, 21項-22項）。第1に、多くの回答（31中の12）が、通常考慮する要因として、被取得企業が単独で、より高い将来キャッシュ・フローを維持すると見込まれる期間、取得企業と被取得企業の結合から生じるシナジーが実現すると見込まれる期間の両方又はどちらかに言及した。第2に、多くの回答（31中の11）が、通常考慮する要因として投資の予想回収期間に言及した。第3に、少数の回答（31中の2）が、通常考慮する要因として関連する識別可能な主要資産の耐用年数に言及した（例えば、無形資産）。

複数の回答が、考慮することが多い要因として、(a) のれんの効果が及ぶと見込まれる期間の見積りに関する不確実性、(b) 未認識の無形資産の効果が及ぶと見込まれる期間の平均年数、(c) 貸借対照表での資産の過大表示のリスク（開業当初の企業に特有のリスクとマクロ経済的リスクを含む）、(d) 企業の財務能力、(e) のれんの規模に言及したとされている。

(イ) 質問2-1 償却期間を特定する際の企業の内部方針及びその理由

償却期間を特定する際の企業の内部方針について、回答者の過半数（63%、19社中の12社）が、のれんの償却期間の算定に関する決定を単純化するように、社内方針を設けているとされている（ASBJ 2015, 23項）。7社が、通常、のれんの効果が及ぶと見込まれる期間を信頼性をもって見積ることができない場合、又は、のれんの金額に重要性がない場合には、基本となる償却期間を5年に設定していると記載しており（主に、相対的に投資の金額が少額である企業結合がこれに該当）、それらの回答者の一部は、この実務の理由は、すでに廃止されている商法において存在していた規定又は過去に存在していた会計基準等によるものであると回答していたとされる。3社が、5年以外の具体的な償却期間を基本となる償却期間として設定している。事業の特性を考

のれんの償却期間に関する検討

慮して決定する（例えば、20年を基本とする）こと、投資効果の発現期間の見込みに過去の取得実績に基づく調整を加味して決定する（例えば、10年を基本とする）ことなどが示されている。2社が、のれんの規模に応じて、企業結合ごとに異なる償却期間を設定することを基本方針としていると記載したとされている。なお、その他の回答者は、のれんの償却期間に関する内部方針を特に設けているとは記載していなかったとされている（ASBJ 2015, 23項）。

(ウ) 質問 2-2 過去5年間の主要な企業結合についての償却期間及び償却期間を決定する際に企業が実際に考慮した要因

過去5年間の主要な企業結合についての償却期間及び償却期間を決定する際に企業が実際に考慮した要因について、①主要な企業結合の3分の1以上（38%、40中の15）について、見積った償却期間は20年であった、②主要な企業結合の約3分の1（30%、40中の12）について、見積った償却期間は10年であった、③主要な企業結合の約4分の1（22%、40中の9）について、見積った償却期間は5年であった、④いくつかの主要な企業結合（10%、40中の4）について、見積った償却期間は20年、10年、5年のどれでもなかったとまとめられている（ASBJ 2015, 24項）。業種別に、①製造業の企業については、償却期間は10年以内であることが多かった（76%、21中の16）、②金融業の企業については、償却期間は20年であることが多かった（58%、12中の7）と分析されている（ASBJ 2015, 24項）。要因別では、①償却期間が20年と見積られた主要な企業結合について、償却期間の決定は、大半のケース（87%、15中の13）で、被取得企業からのより高い収益率又は取得企業と被取得企業の間でのシナジー効果のいずれか、あるいはその両方を考慮に入れて行われていた、②償却期間が10年と見積られた主要な企業結合について、償却期間の決定は、企業結合に係る投資の予想回収期間に基づいて行われていることが多かった（66%、12中の8）、③主要な企業結合の66%（9件中の6件）において、償却期間は5年と見積られたと分析されている（ASBJ 2015, 24項）。

(エ) 質問 2-3 償却期間の決定の際に使用した判断を裏付ける根拠

償却期間の決定の際に使用した判断を裏付ける根拠について、①回答者の約半数（47%、17社中の8社）が、投資意思決定に関する取締役会資料や稟議資料、買収時のデュー・デリジェンスや価格算定に関する外部の報告書の両方に言及していた、②回答者の約3分の1（29%、17社中の5社）が、前項の箇条書きに示した文書のいずれかに言及していた、③回答者の約5分の1（18%、17社中の3社）が、上述の資料と併せて「その他の資料」（被取得企業の市況に関する見通しについての外部報告書、被取得企業の主要顧客との既存の契約、取得に対して支払った対価を決定した際に作成した内部情報、被取得企業の事業の性質）に言及していたと要約されている（ASBJ 2015, 29項）。

5 おわりに

減損のみアプローチを採用している IFRS や米国基準では、一部の企業に償却を認めたり、減損会計の見直しを行ったりして、その会計処理を改善しようとしている。償却および減損アプローチを採用している日本基準を開発している ASBJ は、EFRAG 等と連携しながら、のれんの償却等に関する国際的な意見発信を積極的に行っている。このような国際的な動向のなかで、単に償却か非償却かとどまらず、償却や減損の方法の詳細についても、議論が盛んに行われている。本稿では、ASBJ, EFRAG and OIC (2014)、ASBJ (2015) などの公表物における議論を、のれんの償却期間に焦点を当てて、再整理した。

近年の企業会計基準委員会等の公表物では、これまでの償却・非償却をめぐる議論において盛んに取り上げられた償却期間の見積りの可否（償却期間を見積もることができるか否か）を超えた議論が行われていることが指摘できる。さらに、のれんの償却期間をめぐる議論の深化については、①会計基準における償却期間の規定方法（基準上、償却期間をどのように設定するか）、②具体的な償却期間（（最長）償却期間を具体的に何年とするか）という2つに整理できることを示した。①について、単に最長償却期間を定めるだけでなく、償却期間を決定するためのガイダンスを定めるべきという意見が多かったことに加えて、基本となる期間を定めつつ反証可能な場合にはより長い期間を使用するというアプローチについて調査対象の日本企業から3割弱の支持があったことは、注目すべきところである。②について、業種等によるが、現行最長の20年よりも短い償却期間を示唆する調査結果があることや内部方針も定めている企業が半数程度あること等が注目すべきところである。ただし、一部の日本企業から言及のあった、被取得企業の識別可能諸資産の平均耐用年数が望ましいという研究もある（山内 2010, 330）。のれんの償却の根拠（たとえば、川本 2006；米山 2018）等にも鑑みながら、会計基準においてどの規定方法が適切であるのか、どの償却期間が適切であるのかを明らかにすることは、将来の研究課題である。

のれんの会計処理は、企業のガバナンスとも関連している。償却においては、償却費用が収益と対応させられて、過去の投資の回収実績を表すものになる。減損会計だけが過去の投資の成否を表すわけではない。さらに、ASBJ (2015) で示されているような、のれんの償却期間の見積りに関する社内規定の整備等は、経営者による利益調整に関する一定の役割を果たす可能性を示している。今後の課題は、たとえば、そのようなガバナンスを含めた企業価値とのれんの会計処理との関係を検討することである。

参考文献

Accounting Standards Board of Japan (ASBJ). 2015 Research Paper No.1. *Amortization of Goodwill*.

のれんの償却期間に関する検討

- Tokyo, Japan: ASBJ. (企業会計基準委員会. 2015. リサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却」企業会計基準委員会.)
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ). 2016 Research Paper No.2. *Quantitative Study on Goodwill and Impairment*. Tokyo, Japan: ASBJ. (企業会計基準委員会. 2016. リサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」企業会計基準委員会.)
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ). 2017 Research Paper No.3. *Analyst Views on Financial Information Regarding Goodwill*. Tokyo, Japan: ASBJ. (企業会計基準委員会. 2017. リサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」企業会計基準委員会.)
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ), European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG) and Organismo Italiano di Contabilità (OIC). 2014. Discussion Paper. *Should Goodwill Still Not Be Amortised? - Accounting and Disclosure for Goodwill*. Tokyo, Japan: ASBJ. (企業会計基準委員会・欧州財務報告諮問グループ・イタリアの基準設定主体. 2014. ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示—」.)
- Accounting Standard Board of Japan (ASBJ), European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG) and Organismo Italiano di Contabilità (OIC). 2015. Feedback Statement. *Responses to the Discussion Paper “Should Goodwill Still Not Be Amortised? - Accounting and Disclosure for Goodwill”*. Tokyo, Japan: ASBJ. (企業会計基準委員会・欧州財務報告諮問グループ・イタリアの基準設定主体. 2015. フィードバック・ステートメント「ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示—」に対する回答」.)
- Bugeja, M. and N. Gallery. 2006. Is Older Goodwill Value Relevant? *Accounting and Finance* 46(4): 519-535.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2001a. Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141. *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2001b. Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 142. *Goodwill and Other Intangible Assets*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2014. Accounting Standards Update No. 2014-02. *Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350) Accounting for Goodwill (a consensus of the Private Company Council)*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2017. Accounting Standards Update No. 2017-04. *Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350): Simplifying the Test for Goodwill Impairment*. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2004a. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3. *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2004b. International Accounting Standard (IAS) 36 (Revised 2004). *Impairment of Assets*. London, U.K.: IASCF.

International Accounting Standards Board (IASB). 2009. *International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities (IFRS for SMEs)*. London, U.K.: IASCF.

International Accounting Standards Board (IASB). 2018. *IASB Update July 2018*. London, U.K.: IFRSF.

Ojala, H. 2007. The Value Relevance of Accounting Goodwill—Does the Abandonment of Systematic Amortization Make Sense to Investors? *LTA* 1: 9-34.

大日方隆. 2013. 『利益率の持続性と平均回帰』中央経済社.

川西安喜. 2017. 「のれんの会計処理に係る国際的な会計基準の動向」『企業会計』69 (7) : 21-28.

川本淳. 2006. 「のれんの償却をめぐる論点」『学習院大学経済論集』43 (3) : 283-293.

企業会計基準委員会. 2007. 「企業結合会計の見直しに関する論点整理」

企業会計基準委員会. 2009. 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」.

企業会計基準委員会. 2013a. 「のれんの減損及び償却に関する質問票及び意見交換会に関するフィードバック文書」.

企業会計基準委員会. 2013b. 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.

企業会計基準委員会. 2015a. 「修正国際基準の適用」

企業会計基準委員会. 2015b. 企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」.

企業会計審議会. 2002. 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」.

企業会計審議会. 2003. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」

斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究〈増補改訂版〉』中央経済社.

斎藤静樹・安藤英義・小野行雄・今給黎真一・辻山栄子. 2019. 「平成『後』の会計基準へ」『企業会計』71 (1) : 23-46.

山内暁. 2010. 『暖簾の会計』中央経済社.

米山正樹. 2018. 「会計基準研究における対象領域の拡張」『會計』193 (3) : 22-34.

[付記] 本研究は平成28年度大学特別研究助成費(代表:宮崎正浩教授)の助成を受けたものである。